

宇陀市榛原駅前交流施設シェアキッチン事業利用に係る
光熱水費使用相当額負担金算出方法

■光熱水費使用相当額負担金の考え方

シェアキッチン事業利用に係る電気、水道、ガス使用量を正確に計測することは不可能であるため、利用期間の施設全体使用量を基に、以下の按分率のとおりシェアキッチン事業利用に係る使用量を按分し、その使用量に各種負担金算出単価を乗じた額を光熱水費使用相当額負担金とする。(1円未満は切り捨て)

■各種按分率

①電気使用量…施設全体使用量の50%

②水道使用量…施設全体使用量の50%

③ガス使用量…施設全体使用量の80%

※シェアキッチン事業以外での使用分も勘案して設定

※各種メーターの数値(利用前後)を比較し、施設全体使用量を算出する。

■負担金算出単価

①電気使用相当額算出単価…【従量電灯A】1kWhあたり20.31円

【低圧電力】1kWhあたり13.69円

②水道使用相当額算出単価…1m³あたり308円

③ガス使用相当額算出単価…1m³あたり407円

※いずれも基本使用料に対する負担は発生しないものとする。